

南海地震条例づくり 項目別検討表

場所		避難生活や被災生活を送る / 応急・復旧段階 / G-3-9 「帰宅困難者への支援、対策」
日時		

時間軸	主体					
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
備えの段階	帰宅困難者 事業所	○帰宅経路の確認、家族等との連絡方法の確認等帰宅等のための必要な準備 ○非常用食料等の備蓄 ○帰宅困難者の生活手段の確保 ○帰宅困難者の自宅連絡手段の確保			県・市町村	○帰宅困難となった場合の対応方法について啓発 ○安否情報に関する放送局活用手段の検討
地震発生時						
応急・復旧段階	県民・事業者	○電話・放送局による安否情報	関係事業者 自主防災組織等	○関係事業者における帰宅困難者に対する必要な情報の提供 ○帰宅困難者の情報収集 ○救援を求めることが恥ずかしいことではない、困ったときはお互い様の心でよいと励ますこと	県	○帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策の実施 ○帰宅困難者に対する必要な情報の提供 ○帰宅困難者に対する食料・飲料水確保対策 ○放送局の活用
復興段階						